

株式会社ゆうちょ銀行に対して認可した業務

1. 郵政民営化法（平成17年法律第97号）第110条第1項第2号に規定する業務のうち、他の金融機関と協調して行う企業向け貸付け（シンジケートローン（参加型））及び特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び事業の内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。）への貸付け（他の金融機関が当該会社に貸付けを既に行っている場合又は他の金融機関と同時に貸付けを行う場合に限る。）（銀行法第10条第1項第2号）
2. 郵政民営化法第110条第1項第4号に規定する業務のうち、公共債の売買（銀行法第11条）
3. 郵政民営化法第110条第1項第6号に基づく郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成18年内閣府・総務省令第3号）（以下「民営化命令」という。）第3条第1項第1号から第5号及び第9号に規定する業務（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第21項第5号イに掲げる取引、同条第22項第6号イに掲げる取引及び同条第23項に規定する取引のうち同条第21項第5号イに掲げる取引に類似する取引を除く。）（銀行法第10条第2項第2号、同項第3号、同項第5号、同項第5号の3及び同項第12号）
4. 郵政民営化法第110条第1項第6号に基づく民営化命令第3条第1項第11号に規定する業務のうち、国債等の債券レポ市場で行われる現金を担保とする債券貸借取引のうち、債券を借入れ、担保現金を差入れる取引（銀行法第10条第2項柱書）